

平成31年 4月 1日
松阪市告示第 110号

○松阪市狭あい道路整備促進及び助成金等交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の都市計画区域内に存在する狭あい道路の整備促進のために必要な事項を定め、狭あい道路に接する建築主等の協力により、道路後退用地及びすみ切り用地を確保し、これを整備することによって、良好な市街地の形成及び安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道のうち市が管理するもの及び市長がこの要綱を適用する必要があると認めた幅員4.0メートル未満の道をいう。
- (2) 道路後退線 狭あい道路の中心線から水平距離2.0メートルの線又は狭あい道路が中心線からの水平距離2.0メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等と道路の境界線から道路側に水平距離4.0メートルの線をいう。
- (3) すみ切り用地 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)に設ける角地の隅角をはさむ三角形の部分を行い、前面道路の幅員が4.0メートル以上の場合はその道路境界線により、狭あい道路の場合はその道路後退線により構成する部分をいう。
- (4) 道路後退用地 狭あい道路とそれに接する土地との境界線と道路後退線との間にある土地及びすみ切り用地をいう。
- (5) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物、敷地を造成するための擁壁、門、塀、生け垣及び樹木等をいう。
- (6) 建築行為 建築物等を建築し、又は築造しようとする行為をいう。
- (7) 建築主等 狭あい道路に接する土地において建築行為を行う者又は道路後退用地の所有者をいう。

(事前協議)

第3条 狭あい道路に接する土地に建築行為を行おうとする建築主等又は道路後退用地を寄附しようとする土地の所有者は、道路後退用地に関してあらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の協議を行おうとする建築主等は、松阪市狭あい道路整備促進協議申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に2部提出しなければならない。

(1) 位置図（縮尺 1/2500 の地図に当該敷地の位置及び狭あい道路を明記したものの）

(2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物等の位置、敷地に接する道路の位置及びその幅員を明記したもの）

(3) 現況カラー写真（道路ごとに2面以上、当該敷地を明記したもの）

(4) 委任状（委任がある場合のみ）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は第1項の協議が整ったときは、その旨を松阪市狭あい道路整備促進協議済通知書（様式第2号）により建築主等に通知するものとする。

（助成及び報償の対象）

第4条 助成金及び報償金の交付の対象となる行為は、道路後退用地に係る測量、分筆又は市へ寄附することをいう。

2 助成金及び報償金の交付の要件は、次のとおりとする。

(1) 道路後退用地内に道路整備の支障となる電柱等の障害物があるときは、当該障害物を民地内に移転することを承諾すること。

(2) 道路後退用地内に既に建築物等があるときは、当該建築物等を除却すること。

(3) 寄附した道路後退用地を市が道路整備するまでの間、建築主等の責任において維持管理を行うことを確約すること。

3 助成金及び報償金の交付の対象者は、原則道路後退用地の所有者とする。

（助成金額及び報償金額）

第5条 助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 道路後退用地に係る測量 12万円

(2) 道路後退用地に係る分筆登記 3万円

2 報償金の額は、道路後退用地の面積に当該狭あい道路の事業実施年度における固定資産税路線価を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と50万円のいずれか低い方の金額とする。

（道路中心線の確認立会）

第6条 建築主等は、狭あい道路に係る道路中心線の確認を希望する場合、道路中心線確認申請を行うものとし、市長は、その申請があった場合、道路中心線の確認の立会

を行うものとする。ただし、松阪市公有財産規則（平成 17 年松阪市規則第 68 号）第 18 条第 3 項に基づく境界確認申請があった場合は、当該申請により道路中心線確認申請があったものとみなす。

2 前項に規定する申請を行おうとする建築主等は、道路中心線確認申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺 1/2500 の地図に当該敷地の位置及び狭あい道路を明記したものの）
- (2) 法務局備付公図の写し（隣接の公図のある場合は公図の集合図）
- (3) 境界確認書の写し（道路と当該敷地の境界が確認されている場合のみ）
- (4) 現況カラー写真（道路ごとに 2 面以上、当該敷地を明記したもの）
- (5) 委任状（委任がある場合のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 建築主等は、第 1 項に規定する立会により道路中心線を確認したときは、市長が支給する道路中心線を設置し、道路中心線報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（道路後退用地の寄附）

第 7 条 道路後退用地を寄附しようとする者は、道路後退用地寄附申出書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 登記承諾書兼登記原因証明情報（様式第 6 号）
- (2) 道路後退用地寄附証書（様式第 7 号）
- (3) 地積測量図
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 位置図
- (6) 法務局備付分筆後の公図の写し
- (7) 分筆後の道路後退用地の登記に関する全部事項証明書
- (8) 第 3 条第 3 項による狭あい道路整備促進協議済通知書の写し
- (9) 現況カラー写真（道路ごとに 2 面以上、当該敷地を明記したもの）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 道路後退用地に抵当権その他の制限物件が設定され、又は義務が負担されているときは、あらかじめ所有者その他権利者をして消滅させなければならない。ただし、市長が緊急その他の理由によりその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、寄附を受けた道路後退用地の整備を道路後退用地内にある建築物等の除却及び所有権移転登記が完了した日の属する年度の翌年度に行うものとする。

（助成金及び報償金の交付申請）

第8条 助成金及び報償金の交付を受けようとする者は、松阪市狭あい道路整備促進事業助成金及び報償金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 道路後退用地に関する確約書（様式第9号）
- (2) 前条第1項の道路後退用地寄附申出書の写し（受付印のあるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金及び報償金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の申請を審査し、これを適当と認めるときは、助成金及び報償金の交付を決定し、並びに額の確定を行い、松阪市狭あい道路整備促進事業助成金及び報償金交付決定及び交付額確定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金及び報償金の請求及び交付）

第10条 前条の通知を受けた者は、松阪市狭あい道路整備促進事業助成金及び報償金請求書（様式第11号）により市長に松阪市狭あい道路整備促進事業助成金及び報償金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき助成金及び報償金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、第9条の規定により助成金及び報償金の交付の決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金及び報償金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金及び報償金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の場合において、当該取消しに係る助成金及び報償金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（終期等）

第12条 この要綱に基づく助成金及び報償金交付の終期は、特別な事情がない限り平成34年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は、助成金及び報償金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

（適用除外）

第13条 次の各号のいずれかに該当するものについては、この要綱の適用を除外する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発許可を受けようとするもののうち、自己の居住の用に供する目的で開発許可を受けようとするもの以外のもの

(2) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市計画道路改良事業等の実施が確定した区域において建築行為又は道路後退用地の寄附をしようとするもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこの要綱を適用することが適当でないと認めたもの

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条(事前協議)及び第6条(道路中心線の確認立会)の規定は、公表の日から施行する。

(松阪市建築基準法第42条第2項に係る道路に関する指導要綱の廃止)

2 松阪市建築基準法第42条第2項に係る道路に関する指導要綱(平成24年松阪市告示第180号)は、廃止する。

(経過措置)

3 附則第1項本文に規定する施行の日までに第3条第2項の規定による申請があったときは、松阪市建築基準法第42条第2項に係る道路に関する指導要綱第4条の規定に基づく道路状況報告書兼誓約書の提出は不要とする。